「

甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域並びに南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。

」を

「

南極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）のうち領海の基線及びらその外側十二海里以遠に極海域のうち全ての基線、氷棚及び定着氷から十二海里以遠の海域	甲海域並びにバルティック海海域、北海海域、ガルフ海域、地中海海域及び拡大カリブ海域のうち全ての国の領海の基線からその外側十二海里以遠の海域	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。 ハ　氷上に排出しないこと。
	クロ海海域、地中海海域ち全ての国側十二海里	イ　粉砕式排出方法により排出すること。 ロ　当該船舶の航行中に排出すること。

」に改め、同表備考第九号中「拡大カリブ海域」の下に「、北極海域」を加え、同号を同表備考第十号とし、同表備考中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同表備考第三号中「拡大カリブ海域」の下に「、北極海域」を加え、同号を同表備考第四号とし、同表備考第二号の次に次の一号を加える。

三　この表において「北極海域」とは、別表第一の五に掲げる北極海域（海洋施設等周辺海域を除く。）をいう。

別表第三第一号中「並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域」を「、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域」に改め、同表第二号及び第三号中「拡大カリブ海域」の下に「、北極海域」を加え、同表第五号中「並びに南極海域のうち領海の基線からその外側十二海里以遠の海域」を「、南極海域のうち領海の基線及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域並びに北極海域のうち全ての国の領海の基線、氷棚及び定着氷からその外側十二海里以遠の海域」に改め、同表第六号中「拡大カリブ海域」の下に「、北極海域」を加え、同表備考第一号中「又は拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域又は北極海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第四号」を「別表第二の二備考第五号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第七号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同表備考第十号中「別表第二備考第二号」を「別表第二備考第三号」に改め、同号を同表備考第十一号とし、同表備考中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

別表第四各号中「及び拡大カリブ海域」を「、拡大カリブ海域及び北極海域」に改め、同表備考第二号中「別表第二の二備考第三号」を「別表第二の二備考第四号」に改め、同表備考第三号中「別表第二の二備考第四号」を「別表第二の二備考第五号」に改め、同表備考第四号中「別表第二の二備考第五号」を「別表第二の二備考第六号」に改め、同表備考第五号中「別表第二の二備考第六号」を「別表第二の二備考第七号」に改め、同表備考第六号中「別表第二の二備考第七号」を「別表第二の二備考第八号」に改め、同表備考第七号中「別表第二の二備考第八号」を「別表第二の二備考第九号」に改め、同表備考第九号中「別表第二の二備考第十号」に改め、同号を同表備考第十号とし、同表備考第八号を同表備考第九号とし、同表備考第七号の次に次の一号を加える。

八　この表において「北極海域」とは、別表第二の二備考第三号に規定する北極海域をいう。

附　則

この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三